

文教委員会資料②

1 陳情の審査

(3) 陳情第115号 小児医療費助成制度に関する陳情

資料 川崎市小児医療費助成制度に関する陳情について

参考資料 小児医療費助成制度の医療費助成実施状況

こども未来局

(令和7年7月24日)

1 本市小児医療費助成制度の概要

(1) 制度趣旨

小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 制度内容

0歳～小学校3年生	小学校4年生～中学校3年生	所得制限
通院・調剤・入院 保険医療費の自己負担分を助成	通院 保険医療費の自己負担分を助成 1回500円までの窓口負担あり (市民税所得割非課税世帯は全額助成)	調剤・入院 保険医療費の自己負担分を助成 なし

(3) 制度拡充の経緯

昭和48年4月 乳児医療費助成制度の創設(0歳の通院・入院医療費助成、所得制限なし)
 平成7年10月 小児医療費助成制度の創設(県の補助制度創設 通院0歳児・入院中3まで)

通院医療費助成対象年齢		所得制限	
H7.10	2歳児まで (入院：中学校3年生まで)	-	1歳以上
		H9.7	1歳以上を緩和 (扶養人数0人：335.8万円→480万円)
H11.1	3歳児まで		
H14.1	4歳児まで		
H17.1	5歳児まで		
		H18.4	1歳以上を緩和 (扶養人数0人：480万円→540万円)
H19.1	小学校就学前まで		
		H24.6	1歳以上を緩和 (扶養人数0人：540万円→630万円)
H24.9	小学校1年生まで		
H27.4	小学校2年生まで		
H28.4	小学校3年生まで		
H29.4	小学校6年生まで		
		H31.1	入院医療費の所得制限撤廃
R5.9	中学校3年生まで	R5.9	所得制限の撤廃

(4) 県下市町村の実施状況

助成対象年齢	通院・入院
中学校3年生まで	川崎市・横浜市
高校3年生まで	川崎市と横浜市を除く31市町村

一部負担金	通院	入院
一部負担金あり	川崎市(小学校4年生以上1回500円)※1 相模原市(中学生以上1回500円)※2	-
一部負担金なし	川崎市と相模原市を除く31市町村	全33市町村

※1 市民税所得割非課税世帯は全額助成 ※2 市民税非課税世帯は全額助成
 所得制限は相模原市の高校生以上はあり(扶養人数0人の場合630万円)
 それ以外の市町村では所得制限はなし。

2 本市の小児医療費助成制度の状況

(1) 対象者数及び当初予算

助成対象者数	令和7年度事業費（助成額）当初予算
179,409人（令和7年3月末時点）	6,459,156千円

(2) 財源

通院・入院ともに県の補助金の基準※を満たしている者については、その者に係る助成額の1/3が県から補助金として支給されるが、残りの2/3及び補助金の基準を満たしていない者については市の一般財源からの助成となる。

※県の補助金基準

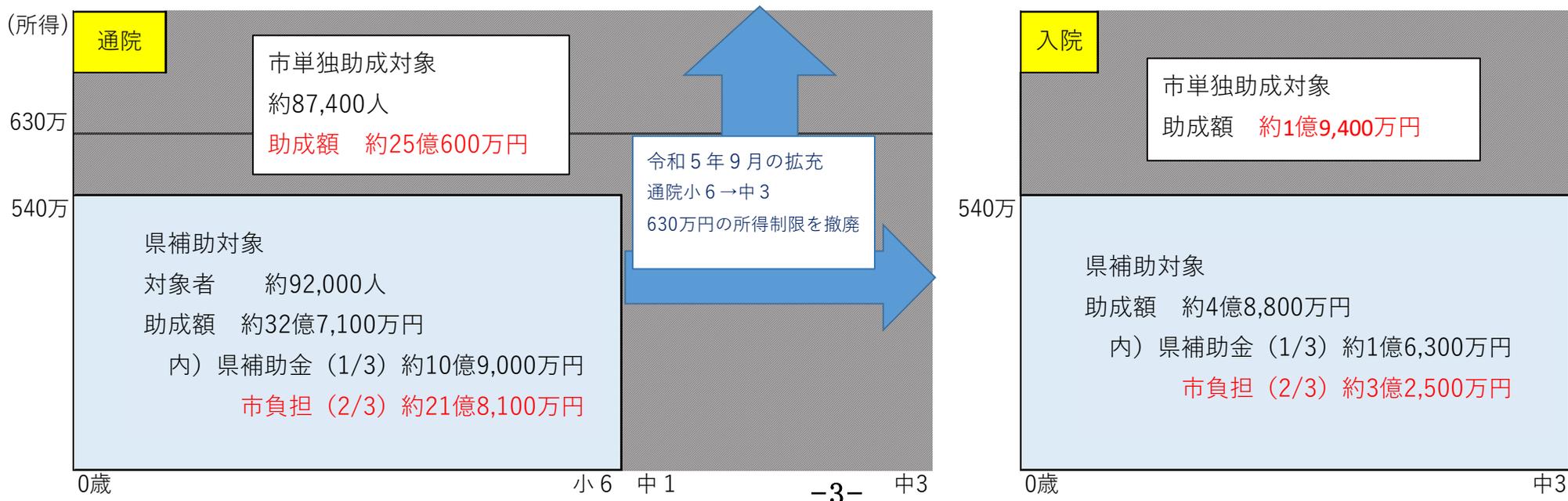
通院：0歳から小学校6年生 所得制限あり（扶養人数0人・540万円未満）4歳以上は通院1回あたり200円の一部負担金が設けられており、助成額からこの額を除いた額が補助金の対象

入院：0歳から中学校3年生 所得制限あり（同上）4歳以上は入院1日あたり100円の一部負担金が設けられており、助成額からこの額を除いた額が補助金の対象

(3) 予算の内訳

小児医療費助成制度 令和7年度事業費（助成額）当初予算 6,459,156千円

内) 県補助金 1,253,076千円 市一般財源 5,206,080千円（見込）



3 小児医療費助成制度の拡充について

(1) 拡充した場合の影響額等

対象年齢を高校3年生まで拡充した場合（所得制限はなし）

令和7年度予算ベース

対象者数	拡充内容	影響額
+33,874人	一部負担金（500円）がある場合	約8億6,700万円
	一部負担金（500円）がない場合	約13億6,900万円

対象年齢は中学校3年生までで、500円の一部負担金をなくした場合

影響額：約3億4,600万円

(2) 本市の考え方

将来を担う子どもの医療費については、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであると考え、これまでも国に対して要望を行ってきた。

対象年齢については、令和5年9月に通院医療費助成の対象を拡大したので、引き続き、取組を着実に推進していく。

一部負担金については、持続可能な制度の在り方を考える上では、制度を利用する方には一定の御負担をいただくために設けているものである。

また、財源の確保と併せて、本制度の利益を受けない方との負担の公平性や適正な受診を担保するという視点も必要であり、それにより制度の安定的かつ継続的な運用が図られるとの認識から、維持すべきものと考えている。

小児医療費助成制度の医療費助成実施状況

参考資料

■ 政令市の状況(令和7年7月現在)

1 助成対象年齢

助成対象年齢	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
高校3年生まで	15	札幌市(※1)、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、福岡市、熊本市、北九州市	15	札幌市(※1)、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市
中学3年生まで	5	仙台市(※2)、横浜市、 <u>川崎市</u> 、京都市、広島市、(神奈川県)	5	仙台市(※2)、横浜市、 <u>川崎市</u> 、京都市、広島市(※3)
小学6年生まで	0	—	0	(神奈川県)

2 一部負担金

一部負担金	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
一部負担金なし	13	さいたま市、横浜市、 <u>川崎市</u> 、相模原市(※4)、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	3	さいたま市、横浜市、名古屋市
一部負担金あり	7	札幌市、仙台市(※2)、千葉市、新潟市、京都市、大阪市、堺市、(神奈川県)	17	札幌市、仙台市(※2)、千葉市、 <u>川崎市</u> 、相模原市(※4)、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、(神奈川県)

3 所得制限

所得制限	入院・通院	
	都市数	都市名
所得制限なし	17	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、 <u>川崎市</u> 、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市
所得制限あり	3	札幌市、相模原市(※4)、広島市、(神奈川県)

(※1) 札幌市は通院・入院ともに令和7年4月に高校生世代まで拡充した。

(※2) 仙台市は令和8年4月に通院・入院の対象を高校3年生まで拡充し、一部負担金を廃止する予定

(※3) 広島市は令和7年1月に通院の対象を小6→中3に拡充した。

(※4) 相模原市は令和6年8月から医療費助成の対象を高校生世代に拡大し、中学校3年生までの所得制限を撤廃した。(高校生以上は所得制限あり) また、一部負担金は中学生以上(1回500円)とした。

■ 神奈川県内市町村の状況(令和7年7月現在)

1 助成対象年齢

助成対象年齢	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
高校3年生まで	31	相模原市(※1)、茅ヶ崎市(※2)、小田原市(※3)、秦野市(※3)、伊勢原市(※3)、横須賀市、藤沢市、平塚市、鎌倉市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、真鶴町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、愛川町、清川村、湯河原町(※4)	31	相模原市(※1)、茅ヶ崎市(※2)、小田原市(※3)、秦野市(※3)、伊勢原市(※3)、横須賀市、藤沢市、平塚市、鎌倉市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、真鶴町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、愛川町、清川村、湯河原町(※4)
中学3年生まで	2	横浜市、川崎市、(神奈川県)	2	横浜市、川崎市、
小学6年生まで	0	—	0	(神奈川県)

2 一部負担金

一部負担金	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
一部負担金なし	33	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村	31	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
一部負担金あり	0	(神奈川県)	2	川崎市、相模原市(※1)、(神奈川県)

3 所得制限

所得制限	入院・通院	
	都市数	都市名
所得制限なし	32	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
所得制限あり	1	相模原市(※1)、(神奈川県)

※1相模原市は令和6年8月に医療費助成の対象を高校生世代に拡大し、中学校3年生までの所得制限を撤廃した。(高校生以上は所得制限あり)
また、一部負担金は中学生以上(1回500円)とした。

※2茅ヶ崎市は令和6年7月に医療費助成の対象を高校生世代に拡大した。

※3小田原市、秦野市、伊勢原市は令和6年10月に医療費助成の対象を高校生世代に拡大した。

※4湯河原町は令和7年1月に医療費助成の対象を高校生世代に拡大した。